平成２２年（フ）第９１号
静岡県沼津市豊町１番地の４　Ｂ―201号、前住所静岡県沼津市大岡2242番地の16
債務者　松本　末彦
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第９２号
静岡県沼津市豊町１番地の４　Ｂ―201号、前住所静岡県沼津市大岡2242番地の16
債務者　松本　勝代
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３７７号
堺市堺区熊野町東３丁２番17号　太陽ハイツ202号
債務者　里中　高彦
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７９号
山口県宇部市大字際波392番地31、申立時住所山口県宇部市大字際波2711番地８
債務者　櫻井　純子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第３６号
山口県宇部市大字東須恵939番地19
債務者　渡邊　常義
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第３７号
山口県宇部市大字東須恵939番地19
債務者　渡邊小夜子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第４１号
山口県宇部市常盤台１丁目５番17―502号
債務者　福永　恵子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第４９号
山口県山陽小野田市中川５丁目７番10号　メゾンサゲイシャスＡ棟103号
債務者　本部　英男
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第５０号
山口県山陽小野田市中川５丁目７番10号　メゾンサゲイシャスＡ棟103号
債務者　本部　智美
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第２７０１号
札幌市豊平区平岸７条13丁目２番14―506号
債務者　工藤　和子（旧姓七島）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６号
札幌市西区西野９条４丁目８番10―205号
債務者　大串　邦夫
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５０号
札幌市中央区南14条西19丁目１番38号フォーレストヒルズ伏見105号
債務者　相木　茂樹
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１９号
札幌市西区西野７条３丁目５番28号
債務者　鈴木　朋子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５３６号
札幌市北区新琴似11条14丁目２番19号
債務者　菅原　幹夫
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７４号
札幌市中央区北５条西10丁目２番地　チサンマンション植物園705号
債務者　飛島みゆき
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７８号
札幌市清田区平岡１条２丁目５番16号
債務者　藤廣　良佳
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５９４号
札幌市厚別区もみじ台東４丁目４番３号
債務者　齋藤ひふみ
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部